



(3-2) 避難者の支援

施策 3-2-④

在宅避難者等の対策

共通

【取組の概要】

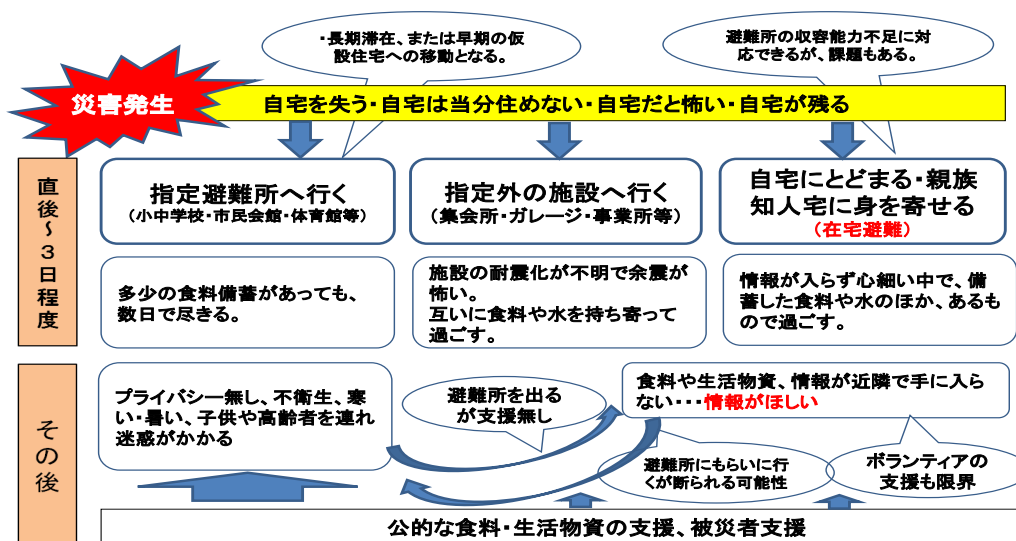
災害の発生状況によって、被害の少なかった自宅での滞在や避難所の収容能力不足などから、避難所以外での避難生活を送る住民等が多くなる可能性があります。また、プライバシーの問題等を理由に、避難所での集団生活を避けるために、在宅避難を選択する避難者が出てくるのが想定されます。

そのため、避難所以外の避難者の把握方法（「在宅避難者」としての登録など）を明確にするとともに、給食や物資配給の情報提供等のあり方について検討を進める必要があります。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・南海トラフの巨大地震等の大規模災害時に対応できるだけの避難所の収容能力が確保できない際に、在宅避難は選択肢の一つとなります。
- ・在宅避難者等の把握を的確に行い、情報の一元化を図ることが重要です。そのため、避難所における避難者としての受付登録とあわせて「在宅避難者」として登録する等の工夫が必要です。
- ・食料や物資の調達等においては、在宅避難者等の必要量も適切に把握することが必要です。また、避難所の避難者と在宅避難者等のニーズは異なる場合（在宅避難者では、情報入手用のラジオ、簡易な修繕用の工具等が必要な場合が考えられる）もあることから、在宅避難者等とも情報交換を積極的に行う必要があります。
- ・在宅避難者への対応を行うと同時に、災害の発生から一定期間が経過した際には、避難所の避難者に対しても自宅に戻ってもらうよう促すことも必要です。これにより避難所の早期解消を図ることができます。

5 災害に強いまちづくり計画

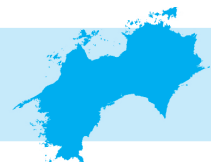


避難者の行動の分類イメージ

被災地からの声

- ・大規模な災害であり、町内会が機能していなかったため、避難所外の在宅避難者等の実態把握は困難であった。
- ・震災当時は、避難所に避難した人だけを避難者として対応したため、在宅避難者等への対応がおざなりになり、避難所への支援が手厚いといったやっかみが出るようになった。

5 災害に強いまちづくり計画



〇岩手県大槌町安渡町の取組み


・地域住民と連携した要配慮者の避難支援

- ・岩手県大槌町安渡町内会では、東日本大震災時に浮かびあがった問題・課題を踏まえ、東日本大震災被災後の取組として、避難行動要支援者の避難支援の訓練を実施しています。
- ・要支援者の玄関先までの避難の徹底、避難への拒否・自宅への戻りを防ぐ説得、リヤカー等の避難ツールの有効性確認を実施する訓練を実施しています。
- ・避難行動要支援者には、「15分ルール」として、地震後15分以内で自宅の玄関先に出るよう自助の取組を周知しています。

5. 「合同防災訓練」による検証

(1) 「安渡町内会・大槌町合同防災訓練」の概要

(1)日時
 ○平成27年3月8日(日)
 ・13時～14時20分:実働訓練
 ・14時30分～15時10分:追悼式
 ・15時30分～17時30分:検証会議



(2)訓練種目
 ・津波避難訓練、情報収集・伝達訓練、本部設置(移設)訓練、要援護者避難支援訓練、要救助者救出・搬送訓練(県ヘリ・ホイスト訓練)、消防訓練、交通規制訓練、...など
 ・合同防災訓練の検証会議(シナリオの実行性・妥当性の検証等)。

要援護者避難支援は、「率先避難、声かけ」が原則。地震後15分以内で、自宅から避難場所までの経路上で、自助で玄関先まで来れば、「同伴避難」、「車避難」等ができる。<ギリギリの共助>

(2) 要援護者避難支援訓練のシナリオ(図)

行動の流れ	C1	C2	C3	C4
15分 [13:15]	玄関前から車で搬送	玄関前からリヤカーで搬送	ごすばる様を誘得し、歩いて同伴	玄関前から車イスで搬送
20分 [13:20]			ごすばる様を下りようとする(老人)を押し止す	
30分 [13:30]				
80分 [14:20]				
106分 [14:46]				
140分 [15:20]				

(出典) 防災都市計画研究所「安渡町内会・大槌町合同防災訓練実施計画」、2013年3月2日。

(3) 要援護者避難支援訓練の状況①

C1 自宅前から車で搬送



C2 自宅前からリヤカーで搬送



災害時要援護者 搬送用

(3) 要援護者避難支援訓練の状況②

C4 玄関前から車イスで搬送



C3b ごすばる老人を説得して[戻り]を押し止す



C3a ごすばる老人を説得して避難支援



出典：第3回国連防災世界会議（WCDRR）資料